

和田墓地共同納骨所への納骨手続きについて

- 1 納骨を希望される方は、所属教会の納骨堂管理委員又は納骨堂管理委員会事務局へお問い合わせください。
- 2 納骨手続きに必要なもの。
 - ・共同納骨所納骨届(様式4号)(原本)
 - ・火葬済証明書(埋火葬許可証)の**原本**が必要です※火葬場で発行されます。
 - ・共同納骨所使用許可書(原本)※骨壺サイズは5寸以下をご用意ください。(納骨堂管理委員会の指定サイズです)
- 3 すでに他の墓所や納骨堂に埋蔵、収蔵されている焼骨を和田墓地共同納骨所に移すときは「**改葬許可証**」が必要です。改葬許可証は、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する所在する市町村役場で発行しますので、各市町村役場にお問い合わせください。

※大まかな流れは次のとおりです。

① 埋蔵証明書の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵証明書」を発行してもらいます。

② 改葬許可証の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で①の「埋蔵証明書」と改葬許可申請書を提出して「改葬許可証」の交付を受けてください。

③ 焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を提示して、現在焼骨がある墓地や納骨堂から引き取ります。

なお、土葬遺骨の場合は火葬し焼骨にしてください。

④ 和田墓地共同納骨所に焼骨を納骨します。

※上記の書類を下記の宛先迄郵送をお願いします。

〒810-0041

福岡市中央区大名2-7-7

カトリック大名町教会内

福岡教区納骨堂管理委員会宛

※ 書類の送付は納骨日の14日前迄に福岡教区納骨堂委員会へ必着でお願いいたします。

4 納骨費用について

- ・費用は必要ありません。

5 納骨日について

- ・納骨日は毎月(8月を除き)の開放日、第2日曜日の12時～14時迄にお願いします。

※8月の開放日、13, 14, 15日の10時～14時迄にお願いします。

なお、毎月の第2日曜日以外の場合は、所属教会の納骨堂管理委員へご相談ください。